

春日市教育振興基本計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

春日市教育委員会

目次

第1 春日市教育振興基本計画について

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間と範囲	2
4	教育施策の柱	3
5	計画の進行管理	3
6	計画の推進に当たって	4

第2 教育施策に関する計画

1	共育（共に育てる）の推進	5
	〔1〕コミュニティ・スクールの推進	6
	〔2〕家庭教育力の向上支援	7
	〔3〕地域教育力の向上支援	8
2	学校教育の充実	10
	〔1〕きめ細やかな指導体制の一層の充実	11
	〔2〕児童生徒の心と体づくりの推進	14
	〔3〕児童生徒の市民性の育成	14
	〔4〕安全・安心な教育環境づくり	15
3	多様な学びの支援	16
	〔1〕多様な学びの機会の情報提供	17
	〔2〕つながりを深める学びの環境づくり	17
	〔3〕図書館活用の推進	18
4	文化財の保存・活用	21
	〔1〕文化財の記録・保存	22
	〔2〕文化財の整備・活用	22

第3次春日市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）

24

第1 春日市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条で、地方公共団体は国の計画を参考として、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが求められています。

現行の春日市教育振興基本計画の期間が令和2年度までとなっていることから、新たに計画を策定し、引き続き総合的かつ計画的な教育施策の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第17条の規定に基づく本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。
- (2) 第6次春日市総合計画の部門別計画と位置付けます。
- (3) 市長が定める春日市教育大綱（令和3年度～令和7年度）に定める基本方針と整合性を図ります。
- (4) この計画の一部を子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づく第3次春日市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）と位置付けます。（該当する項目に  の記号を記載）

3 計画の期間と範囲

計画の期間は、第6次春日市総合計画の前期基本計画と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画の範囲は、教育委員会が所掌する施策の全体とします。

4 教育施策の柱

春日市教育大綱（令和3年度～令和7年度）で基本方針が示された次の4項目を教育施策の柱として位置付けます。

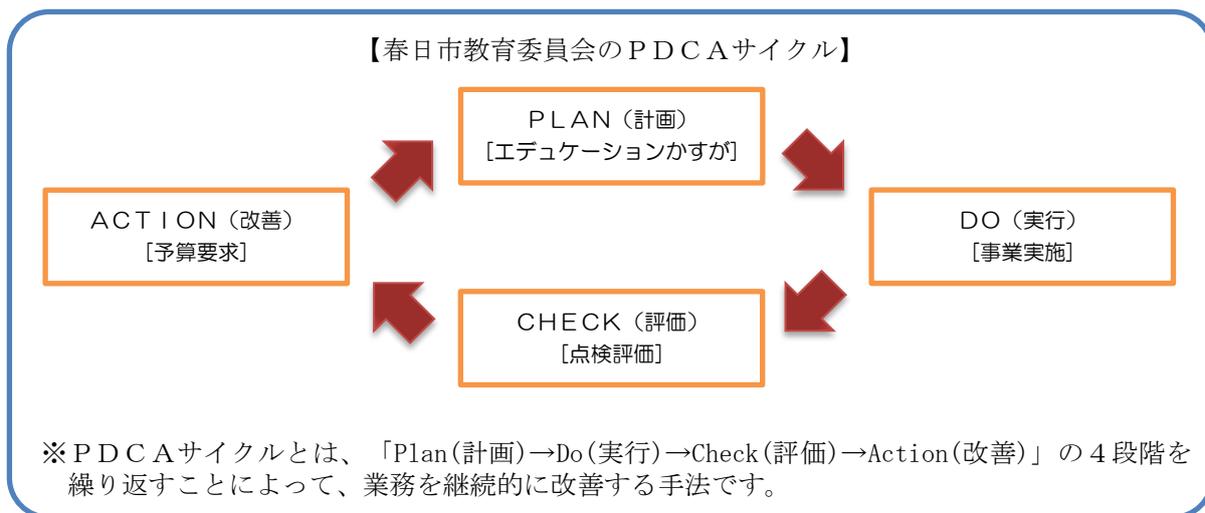
- 1 共育（共に育てる）の推進
- 2 学校教育の充実
- 3 多様な学びの支援
- 4 文化財の保存・活用

5 計画の進行管理

本計画では、教育施策の成果を測るための代表的な指標として、第6次春日市総合計画の前期基本計画と同一の指標を掲げています。

目標値の達成に向けて、本計画に掲げる施策を効果的に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

毎年度、本計画に基づく1年間の単年度計画（エデュケーションかすが）を作成して事業を実施します。年度終了後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検評価を行い、評価結果を次の予算編成や単年度計画（エデュケーションかすが）の作成につなげていきます。



6 計画の推進に当たって

計画の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況等を踏まえ、「新しい生活様式」に基づいた取組となるよう、創意工夫を凝らしていくものとします。

【参考】教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第2 教育施策に関する計画

1 共育（共に育てる）の推進

基本方針

子どもの豊かな人間性や生きる力をはぐくむため、学校、家庭、地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら連携・協働し、共に育てる「共育」を推進します。

また、家庭や地域の教育力の向上を図り、連携・協働による共育の相乗効果を高めます。

現状と課題

- 学校・家庭・地域の三者が一体となって推進するコミュニティ・スクールの取組が、学校を核とした共育の基盤形成につながっています。この取組が持続可能となるよう、より幅広い地域住民や団体の参画と三者の連携の強化が求められています。
- 家庭は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心を養い、自立心をはぐくむなど重要な役割を担っています。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、保護者が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が少なくなっていることから、更なる家庭の教育力の向上を図るため、多様な学びや多くの人との交流の機会が求められています。
- 地域は、子どもたちが学校や家庭で体験できない様々な人との関わりや活動の機会を通して、豊かな人間性や地域への愛着、市民性をはぐくむ場所です。現在も地域では、子どもの居場所づくりや体験活動、異年齢集団による交流活動など、様々な子どもの健全育成活動が行われ、「地域の子どもは地域で育てる」という機運が高まっています。今後も引き続き、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進する必要があります。

代表的な指標

指標名【把握方法】	現状値	目標値
コミュニティ・スクールの認知度 【市民意識調査】	53.9% 平成30（2018）年度	55.0% 令和7（2025）年度
コミュニティ・スクールへの参加度 【市民意識調査】	21.1% 平成30（2018）年度	22.5% 令和7（2025）年度
家庭・地域・学校が連携した子どもをはぐくむ地域の輪の広がりに対する市民の満足度 【市民意識調査】	71.3% 平成30（2018）年度	 令和7（2025）年度

[1] コミュニティ・スクールの推進

子どもの豊かな人間性や生きる力をはぐくむため、学校・家庭・地域の三者が一体となって推進するコミュニティ・スクールの共育の取組を持続可能な形で充実・発展させます。

(1) コミュニティ・スクールの理解促進

これまでの実践で得られたコミュニティ・スクールの取組の成果を積極的に発信し、「学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを共に育てる春日市のコミュニティ・スクール」の趣旨への理解・共有を更に進めます。

① 小学校区や中学校区におけるコミュニティ・スクールの趣旨や取組への理解・共有の促進

- ◆各校での児童生徒、保護者への説明会など機会を捉えた周知活動の充実
- ◆各学校のウェブ、学校だよりや学校運営協議会だよりによる継続的な情報発信
- ◆自治会と連携した小・中学校区のコミュニティ・スクールの取組状況の発信

② コミュニティ・スクールに係る市民の認知度の向上

- ◇コミュニティ・スクールの魅力をPRする動画の作成、広報活動への活用
- ◆市ウェブ、市報を活用した広く市民に向けた情報発信の強化

(2) コミュニティ・スクールの取組の充実

学校運営協議会での議論などを通じ、学校・家庭・地域の三者による目的・課題・活動状況の共有や取組の評価、改善を行い、各学校のコミュニティ・スクールの取組の充実を図ります。

① 学校運営協議会の更なる充実

- ◆学校運営協議会における熟議による目的・目標・課題の共有化
- ◆学校運営全体の充実・改善に向けた学校運営協議会におけるPDCAサイクルの推進
- ◆児童生徒の学校運営協議会への参加促進及び四者（学校・家庭・地域・児童生徒）によるコミュニティ・スクールの目的、仕組み、活動等の共有化
- ◆関係課職員の学校運営協議会委員又はオブザーバーとしての全校配置
- ◆コミュニティ・スクール研修実施方針に基づく体系的な研修の実施

② コミュニティ・スクールの取組状況の定期的な評価・検証

- ◆学校運営協議会による学校関係者評価を通じた教育活動の成果の検証
- ◆継続的なコミュニティ・スクール進捗状況評価及び評価指標の定期的な見直しの実施

③ 地域連携カリキュラムをはじめとする連携・協働活動の充実

- ◇中学校区別教育活動一覧パンフレットの作成及び活用

- ◆評価・検証を踏まえた取組の改善、精選及び新たな取組の検討
- ◆全校の地域連携カリキュラムに関する情報の集約及び共有化
- ◆小・中学校における部伍会活動の更なる推進

(3) 学校・家庭・地域の連携協働体制づくり

地域コーディネーターの配置をはじめとする学校・家庭・地域の連携協働体制の充実を図るとともに、より幅広い地域住民や団体の参画を得ることにより、連携・協働の取組が持続可能な形で充実・発展するよう支援します。

①地域コーディネーターによる連携支援の定着・充実

- ◆学校・家庭・地域への地域コーディネーターの役割の周知徹底、活用促進
- ◆地域コーディネーターの活動状況の把握と情報の共有化の継続的支援
- ◆地域コーディネーターの研修機会の充実
- ◆地域コーディネーターの職務環境の整備

②連携協働体制の充実と地域コーディネーターの効果の検証

- ◇学校運営協議会における持続可能な学校・家庭・地域の連携・協働の在り方に関する熟議の推進と連携協働体制の充実
- ◆地域コーディネーターの配置による効果の継続的検証の実施（連携協働の円滑化及び充実化）

③連携・協働活動の中心的な担い手の確保と幅広い住民の参画の促進

- ◆学校、自治会、PTA等関係団体などと連携した連携・協働活動の中心的な担い手の確保
- ◆学校が必要とする地域人材の確保に係る継続的支援（ゲストティーチャーなど）
- ◆誰もが参加しやすい学校支援ボランティア等の募集方法や広報活動の工夫

◇：新規、◆：継続、📖：第3次春日市子ども読書活動推進計画

[2] 家庭教育力の向上支援

子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心、自立心を養う重要な役割を担う家庭の教育力の向上を支援するため、保護者の多様な学びの機会や交流の機会の充実を図ります。

(1) 家庭教育の学びや交流の場の充実

家庭の役割、家庭教育の重要性について、学ぶ場の提供や多様な手法による情報発信の充実に努めます。また、子育ての悩みや不安を相談できる交流の場の提供や、保護者間の仲間づくりを支援します。

- ◆ 📖 就学前から中学生の保護者を対象に、家庭教育の重要性や家庭の役割を一定期間、計画的に学習する「家庭教育学級」の実施
- ◆ 📖 家庭教育の重要性を多くの市民が学ぶことのできる「小中学校の入学説明会での講演会」や「公開講座」の実施

- ◇  市報やSNSなど多様な媒体を通じた家庭教育に関する情報提供
- ◇  市内で活動する子育てや家庭教育に関連した団体の情報提供や交流の場の提供
- ◇ 「家庭教育学級」を通じた仲間づくりの支援

(2) 家庭における子どもの基本的生活習慣の確立

P T A等と連携した早寝・早起き・朝ごはんの取組や学校での学習を通して家庭で取り組む「眠育（睡眠教育）」などを推進し、家庭における子どもたちの基本的生活習慣の確立を支援します。

- ◇ P T Aが実施する「早寝・早起き・朝ごはん」の取組への支援
- ◆ 市P T A連絡協議会懇話会の共同開催などによる、P T Aとの円滑な連携のための情報共有
- ◆ 学校、家庭と連携した「眠育」の推進
- ◇ 眠育リーフレットの作成と、基本的生活習慣の確立に向けた活用
- ◇ モデル校での取組結果を活用した眠育の全校への展開と拡充

◇：新規、◆：継続、：第3次春日市子ども読書活動推進計画

[3] 地域教育力の向上支援

地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進するため、地域で行われる子どもたちの体験活動や多世代による交流活動の充実を図るとともに、青少年の健全育成に関わる団体の活動を支援します。

(1) 放課後子供教室（アンビシャス広場）の充実

地域住民が主体となって、子どもたちへ多様な体験や学習活動、多世代との交流等の場を提供する放課後子供教室の充実を図ります。

- ◇ 学校施設を活用した放課後の体験活動や学習支援活動の充実
- ◆  全小学校区での放課後子供教室の継続的实施
- ◆ 各小学校区の放課後子供教室運営委員会での活動の安定化、充実化に向けた目的や課題などの情報共有の推進
- ◆ 活動の充実化に向けた活動者への継続的な情報提供や研修会の実施
- ◆ 子どもたちの参加促進や保護者等の活動への理解促進を図るための情報発信の充実
- ◆ 国の放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと連携した放課後子供教室の拡充

(2) 地域の青少年育成活動の支援

青少年育成市民会議や子ども会育成会などの地域で青少年の育成活動に関わる団体の活動を支援し、地域ぐるみで子どもをはぐくむ環境づくりを進めます。

- ① 青少年育成市民会議の支援

- ◆青少年育成市民会議が主催する事業の共同開催と活動への支援

②子ども会活動等の支援

- ◆子ども会育成会連絡協議会が主催するリーダー育成事業（「ジュニアリーダー研修（小学6年生から高校生までを対象）」「インリーダー研修（小学5年生対象）」の共同開催と活動への支援
- ◆市内各子ども会活動への支援

(3) 地域で子どもを育てる活動の促進

地域で行われる子どもたちの豊かな人間性、地域への愛着や市民性をはぐくむ活動を促進するため、活動に関わる地域住民、団体等の情報共有や交流機会の充実を図ります。

- ◆地域で子どもを育てる活動に関わる個人、団体等の情報共有や交流の機会の充実
- ◆  活動促進のための地域活動指導員による継続的な情報収集及び発信

2 学校教育の充実

基本方針

児童生徒一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、学校教育の充実に取り組み、小学校から中学校までの9年間を通して、豊かな人間性、確かな学力、健康と体力、これら3つのバランスが取れた児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、地域と連携し、市民性を育成します。

また、児童生徒が安全・安心かつ快適に学習できる教育環境づくりを推進します。

現状と課題

- 児童生徒の学力の確かな定着と向上を図り、その学力を基礎として課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむため、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育活動を展開するとともに、一人ひとりのつまずきに応じたきめ細やかな指導体制を一層充実させることが求められています。
- いじめの防止、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を図るため、専門職を活用した相談・指導体制など、児童生徒が置かれている状況に応じた環境整備が求められています。
- 児童生徒の「生きる力」につながる豊かな人間性、確かな学力、健康と体力をはぐくむための教育を実践することが求められています。
- 児童生徒の市民性をはぐくむため、コミュニティ・スクールを基盤とする「地域を生かす」、「地域を学ぶ」、「地域と学ぶ」、「地域に還す」社会に開かれた教育課程（地域連携カリキュラム）を推進することが求められています。
- 児童生徒の自助意識、安全対応能力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携による安全対策を一層充実させる必要があります。
- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割もあるため、その安全性の確保は極めて重要です。学校施設の老朽化や今後の児童生徒数の変動に対応し、教育に適した施設環境を確保するため、大規模改修などを計画的に実施していくことが求められています。

代表的な指標

指標名【把握方法】	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査結果 小学生（国語、算数） 中学生（国語、数学、英語） 【全国学力・学習状況調査】	（全教科）全国平均以上 令和元（2019）年度	（全教科）全国平均以上 令和7（2025）年度

指標名【把握方法】	現状値	目標値
自分に、よいところがあると思っ ている児童生徒数 【全国学力・学習状況調査】	児童 82.6% 生徒 76.8% 令和元（2019）年度	児童 85.0% 生徒 80.0% 令和7（2025）年度
全国体力・運動能力調査結果 （小5・中2） 【全国体力・運動能力調査】	（合計点）全国平均以上 令和元（2019）年度	（全種目）全国平均以上 令和7（2025）年度
学校教育の充実に対する市民 の満足度 【市民意識調査】	77.3% 平成30（2018）年度	 令和7（2025）年度

教育施策と主な取組

◇：新規、◆：継続

[1] きめ細やかな指導体制の一層の充実

児童生徒の学力の確かな定着・向上と、自ら課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむとともに、一人一人のつまずきに応じたきめ細やかな指導体制の一層の充実を図ります。

また、専門職を活用して、いじめの防止、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を図ります。

(1) 確かな学力の向上と課題解決力の育成

基礎学力、学習習慣の定着化を図るため、少人数学級編制、少人数指導、個別指導、ICT機器の活用等の取組を推進するとともに、家庭と連携して計画的な家庭学習を促進します。また、児童生徒が自ら課題を解決するために必要な力をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びができるよう授業の改善・充実を行います。

①教職員の指導力向上

- ◆学力調査結果の検証を基に、各学校の組織的な学力向上検証サイクルを通じた
断の授業改善の推進
- ◇児童生徒の「問題の発見・解決のプロセス」において、「深い学び」、「対話的
な学び」、「主体的な学び」を位置付けた授業の推進
- ◇小学校への専科制導入による教員の専門性の向上と授業改善の推進
- ◆ALT（外国語指導助手）、JTE（外国語活動指導員）による授業支援
- ◇GIGAスクール構想に基づいたICTを活用した授業実践の推進

②基礎学力の定着

- ◆授業における習熟度別少人数指導、個別指導
- ◆各小学校の放課後補充学習「まなびや春日」、各中学校の放課後のCSS（コ
ミュニティ・スクール・スタディ）を通じた、個に応じた学力定着の推進
- ◇少人数学級編制の拡充による学力の定着

- ◆学力の定着度の把握と個別指導に向けたわくわく進級テスト（小3～4年算数）の実施と小中学校全学年への展開
- ◆家庭学習習慣や中学校ブロックごとの家庭学習の手引き等の提示による家庭学習促進のための家庭との連携
- ◇タブレット端末等、ICTを活用したドリル・ミニテスト等による学力定着度や学習取組状況の把握と個に応じた指導の充実

（2）いじめの防止等の徹底

「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組を推進します。

①いじめの早期発見、早期対応、早期解決

- ◆いじめはどの学校にも起こりうるとの認識の下、いじめの認知件数の推移や現状の定期的な共有（校長会等）による早期発見の推進
- ◆いじめの発見、対応、解決の各時点における学校の速やかな報告と情報共有による教育委員会事務局の効果的な学校支援の実施
- ◆いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けた学校、家庭、地域、関係機関との協力体制の強化
- ◇携帯電話事業者等と連携したネットいじめに関する講座等の実施

②校内指導体制の確立

- ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内研修の継続的な実施
- ◆「いじめ防止基本方針」に基づく校長を中心とした組織的校内体制の強化、毎月のアンケート調査の実施と分析による早期対応
- ◇いじめの発見・対応・解決事例集の作成と共有による校内指導体制の充実支援

（3）不登校児童生徒の支援の充実

個別対応や相談しやすい体制の充実を図り、不登校の兆候が見られる段階からの早期対応に努めるとともに、日常的な学習支援を通して、中学校卒業後の進路の保障に努めます。

①不登校児童生徒の支援の充実

- ◆福岡アクション3に基づく未然防止、早期発見・早期対応、きめ細かで継続的な支援の3つのアクションの実践の徹底
- ◆個に応じたマンツーマン指導体制の確立による支援の充実
- ◇中学校スマイルルームの充実に向けた教育支援センターマイスクールのサテライト化（体験活動、学習支援の連携）
- ◆教育支援センターにおける学校支援（不登校児童生徒の実態分析及び提言、卒業生の進学先における状況調査及び支援、小中学校赴任者研修や不登校担当者会議、支援プログラムの開発（学ぶ力、自立性、社会性の育成）等）

- ◆教育支援センターマイスクールにおける支援プログラムの実践と多様なコース制の実施（通級、在宅、通信）
- ◆進路に対する目標設定や不安の解消を図る筑紫地区合同進路説明会の継続実施
- ◇ICTを活用したオンライン学習支援の推進
- ◇フリースクールや民間支援団体等を含めた保護者に対する総合的な支援情報の提供
- ◇小中学校教員の人事交流や小学校への教科担任制導入、ゆるやかな学級編制（小学校5年生、6年生、中学校1年生の35人以下学級編制）による進学に対する不安等の軽減

②専門職による積極的支援

- ◆不登校専任教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員の積極的活用による日常的な、保護者、児童生徒の支援

（4）特別支援教育の充実

児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境の充実を図るとともに、教育と福祉が連携し、一体的で切れ目のない指導や支援を推進します。

- ◆特別支援教育士その他の専門士による見取り、検査、助言等による適切な児童生徒への指導等の実施
- ◆特別支援教育コーディネーター研修による組織的対応力の向上
- ◆個の課題や実態に応じた特別支援教育支援員の配置
- ◇通級指導教室の運営体制の見直しによる指導の充実
- ◆個別の教育支援計画・指導計画に基づいた個に応じた継続的な指導の実施
- ◇子ども発達支援室との連携による特別支援教育の強化・充実

（5）学校における働き方改革の推進

教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、多忙化の解消と教員が子どもたちと向き合う時間の確保を図るため、本来担うべき業務に専念できるよう働き方を見直します。

- ◆教職員働き方改革推進研究会による取組内容の検証
- ◆勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- ◇働き方改革取組指針に基づく取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進
- ◆市部活動指導の指針に基づいた適切な部活動の実施の徹底
- ◆部活動指導員、部活動外部指導者の活用
- ◇地域のスポーツ団体（市体育協会、総合型地域スポーツクラブ等）との連携による新たな部活動の在り方の研究と実施

[2] 児童生徒の心と体づくりの推進

児童生徒の豊かな人間性や健康と体力をはぐくむため、道徳教育、人権教育、体力向上の取組の充実と、学校給食を通じた食育による望ましい食習慣の定着を図ります。

(1) 豊かな人間性の育成

全教育活動を通して、児童生徒の人権感覚や道徳性をはぐくみ、より豊かな人間性の育成に努めます。

①豊かな人間性の育成

- ◆全教育活動を通じた道徳教育の充実
- ◆児童生徒の地域活動等における体験活動と連動した道徳教育の展開
- ◇討議型道徳授業の展開
- ◇社会規範意識を高める指導の推進

②人権感覚と実践力の向上

- ◆春日市小中学校の「社会科基底カリキュラム」、県副読本等「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した「中学校ブロック授業交流会」
- ◆定期的な体罰実態調査の実施と分析に基づく、体罰のない学校づくりの取組の継続的な実施

(2) 体力の向上と食育の推進

児童生徒の心と体づくりを推進するため、体力・運動能力調査結果等を踏まえて各学校の体力向上プランの充実を図るとともに、学校給食を通じた食育により望ましい食習慣の定着を図ります。

①体力・運動を通じた心と体づくり

- ◆体力・運動能力調査結果を踏まえた課題に対応する取組の工夫
- ◆体力向上プラン（一校一取組）の実践
- ◆体力アップチャレンジKASUGAの実施

②望ましい食習慣の定着

- ◆給食や弁当の日の取組を活用した食育の継続的な推進

[3] 児童生徒の市民性の育成

児童生徒の社会性や自立心をはぐくむため、コミュニティ・スクールを基盤とする本市独自の「地域を生かす」、「地域を学ぶ」、「地域と学ぶ」、「地域に還す」地域連携カリキュラムを推進します。

(1) 市民性の育成

地域連携カリキュラムを充実し、児童生徒の社会性や自立心をはぐくむことができる環境づ

くりを推進します。

- ◆本市独自の地域連携カリキュラムを生かした社会に開かれた教育課程の推進と児童生徒の社会性や自立心の育成
- ◆市民性自己内評価（通知表添付）の実施
- ◇学びの場、体験の場を通して選択・挑戦し、伸びを実感する「かすがチャレンジ」の実施による児童生徒の主体性・自律(立)性の育成

◇：新規、◆：継続

[4] 安全・安心な教育環境づくり

学校、家庭、地域、関係機関等の連携による通学路安全点検などの防犯・安全対策を充実するとともに、学校施設の計画的な整備により、安全で快適な教育環境の確保を図ります。

また、児童生徒の自助意識、安全対応能力の向上を図ります。

(1) 安心して学び、暮らせる環境の整備

学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、通学路安全点検などの防犯・安全対策を充実させるとともに、学校施設の大規模改修等の計画的な整備により、安全で快適な教育環境の確保を図ります。

①学校、家庭、地域、関係機関等の連携による安全体制の構築

- ◆警察、那珂県土整備事務所、市道路管理課等の関係機関との連携による通学路安全点検

②学校規模、地域連携の視点からの校区再編

- ◆校区の在り方の検討

③学校施設の計画的な改修の推進

- ◆教育環境の改善と施設の安全性向上及び長寿命化を目的とした大規模改修工事長期計画
- ◇教育環境の改善を目的とした特別教室への空調設備整備計画

(2) 自助意識、安全対応能力の向上

避難訓練（防災・不審者対応）、交通安全教室、熱中症予防・救急救命講習、インターネットやスマートフォンの安全かつ適正な利用に関する講座などの授業を通して、児童生徒の自助意識・安全対応能力の向上を図ります。

- ◆児童生徒の自助、共助、公助の意識を高める校内避難訓練の実施や地域防災訓練への参画
- ◆市自転車交通安全教育に関する指導指針に基づいたリーフレットによる発達段階に応じた指導の徹底
- ◆スタントマンを活用したスケアードストレート方式による交通安全教室の実施
- ◆熱中症予防講習（自助）、救急救命講習（共助）の実施

3 多様な学びの支援

基本方針

市民の学びが活発になることは、市民の暮らしの質の向上と地域全体の活性化につながります。多様な学びの実践と学びの成果を生活や地域活動に生かす市民の取組を支援し、誰もが心豊かに生きがいを持って社会に参加し、地域で活躍できる学びの環境を整えます。

現状と課題

- 人生100年時代を迎え、市民一人ひとりが生きがいをもって暮らしていくことが求められています。趣味・教養の充実、社会的な問題意識や関心などをきっかけに、自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことに、大きな意義があります。
- 市では市民図書館などの公共施設のほか、生活環境、健康づくり、まちづくりなどの課題に応じた多くの学びの機会を提供しています。また、自治会活動や子どもを共に育てる「共育」での、市民主体の活発な地域活動への参加や参画も本市ならではの学びの機会となっています。
- 学びを始めるきっかけをつかむことが学びの第一歩であることから、様々な形で多様な学びの機会の情報を提供し、市民の学びへの関心・意欲を高めることが求められています。
- 市民が地域での学びを通してつながりや絆を深めることで、市民主体の地域活動や協働のまちづくりの活性化につながることが期待されます。
- 市民図書館は、市民の生涯にわたる学びと暮らしに役立つ施設として、多くの市民から利用されています。更に市民が利用しやすくなるよう、利便性や魅力の向上が求められています。
- 市民図書館や学校、地域でおはなし会を行う読書ボランティア、市民図書館で書架の整理や事業のサポート等を行う図書館サポーターなど、多くの市民が活躍しており、今後も活動の広がりが期待されています。乳幼児期から高齢者まで、ライフステージに応じた市民の生涯の学びの支援には、これらの市民ボランティア等と連携・協働していくことが重要です。
- 学校図書館では、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を高め、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

代表的な指標

指標名【把握方法】	現状値	目標値
生涯学習の場の提供に対する市民の満足度 【市民意識調査】	59.8% 平成30（2018）年度	 令和7（2025）年度
生涯学習成果を社会に生かすことに対する市民の満足度 【市民意識調査】	59.8% 平成30（2018）年度	 令和7（2025）年度
市民図書館利用者満足度 【市民図書館の利用に関するアンケート】	95.0% 令和元（2019）年度	 令和7（2025）年度
市内小中学生の読書率 【全国学力・学習状況調査】	小学6年生80.1% 中学3年生56.5% 令和元（2019）年度	小学6年生85.0% 中学3年生60.0% 令和7（2025）年度

教育施策と主な取組

◇：新規、◆：継続

[1] 多様な学びの機会の情報提供

市民の学びへの関心と意欲を高めるため、ふれあい文化センターや市民図書館などの公共施設での学習機会や様々な地域課題に関する学習機会、活発な市民の地域活動の情報を様々な媒体を通して提供し、市民の学びと学びを生かした活動につなげます。

(1) 多様な学びの機会の情報提供

ふれあい文化センターや市民図書館などの公共施設での学習機会、様々な地域課題に関する学習機会のほか、活発な市民の地域活動の情報を様々な媒体を通して提供し、市民の学びと学びを生かした活動につなげます。

- ◇市報、市ウェブページ、SNSなど多様な媒体を通じた学習機会の継続的な情報提供
- ◇事業実施時など市民が集まる多様な機会を捉えた学習機会の情報発信
- ◇協働のまちづくりを支える主体的で活発な市民の地域活動への参加を学習機会と捉えた情報発信
- ◇学習意欲を引き出す講座のチラシなどの広報物の工夫

◇：新規、◆：継続

[2] つながりを深める学びの環境づくり

市民が主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会に生かすことができるよう、学びを始めるきっかけづくりを行うとともに、地域活動の実践につながる学びの機会を提供します。

また、関係団体等と連携・協働しながら、学びを通じたつながりを生かして、地域活動の活性化を図ります。

(1) 学びを始めるきっかけづくり

自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことができるよう、市民が気軽に参加・参画できる事業等を通して、学びへの関心、意欲を高めます。

◇環境、健康づくりなどの市の事業との連携や主催事業に地域課題をテーマとするなど、地域課題に関する学びへの関心、意欲の高揚

◆18歳成人を契機とした青年層の地域や社会への関わり等の学びのきっかけとなる新成人へのメッセージ（18歳対象）や20歳を対象とした「（仮）成人のつどい」の実施

◆身近な天文観測施設「星の館」を活用した事業やボランティアの募集による学びの意欲、関心の高揚

◆絵を描くことを通じて児童の学ぶ意欲、関心を高める「弥生の里児童画大賞展」の実施

(2) 地域活動につながる学びの機会の提供

地域活動の紹介や体験機会の提供等を通して、個々の学びを通じて身に付けた知識や経験を地域活動の実践につなげます。

◇市民の地域活動の紹介や地域の活動団体等を講師とした講座の充実による市民の交流と地域活動への参加の促進

(3) 団体への支援と協働

自発的な学習、知識や経験を活かした活動、青少年健全育成活動などを行う社会教育関係団体等の活動が更に活発になるよう支援するとともに、これらの団体等と連携・協働しながら、学びを通じたつながりを生かして、地域活動の活性化を図ります。

◇人口減少社会、高齢化等を踏まえた、社会教育関係団体の活動の持続性と活性化への支援（社会教育関係団体等連絡協議会の活動の充実、青少年育成市民会議との連携・協働）

◇社会教育関係団体への活動支援の在り方の見直し

◇：新規、◆：継続、📖：第3次春日市子ども読書活動推進計画

[3] 図書館活用の推進

生涯の学びと暮らしに役立つ公共施設として、市民図書館のサービスの充実と利便性の向上に努めるとともに、ボランティア等と連携・協働し、市民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

また、児童生徒の読書習慣や調べる力などをはぐくむため、学校図書館の充実を図ります。

(1) 市民図書館の充実

生涯の学びと暮らしに役立つ施設として、読書活動、学習活動、情報収集等に更に活用できるよう、市民図書館のサービスの充実と利便性の向上に努めます。

①生涯の学びと暮らしに役立つ地域の情報拠点としての図書館機能の充実

- ◆  図書、新聞、雑誌、視聴覚資料、データベース、インターネット情報など、図書館の基盤となる資料の収集と提供の継続
- ◆ 春日市に関する行政資料、地域資料の収集、整理、提供、デジタル化の継続
- ◇ 「ジャパンサーチ」（デジタルアーカイブ連携）、「リサーチ・ナビ」、「遠隔複写サービス」、「歴史的音源（れきおん）」など、国立国会図書館の「調査研究支援オンラインサービス」等の関係機関のオンラインサービスの利用促進

②子どもの読書活動の推進

- ◆  児童カウンターでの相談業務や読書推進事業の実施など、乳幼児・児童・青少年に対するサービスの継続
- ◆  図書館、地域、学校で活動する読書ボランティアの育成、支援、連携の継続
- ◆  図書館訪問・見学、職場体験、学校連絡便、団体貸出など、保育所、幼稚園、学校等との連携の継続

③誰もが図書館サービスを受けられる環境整備

- ◆  地域で利用できる「移動図書館たんぼぼ号」の運行の継続
- ◆  電子図書館、電話・ウェブサイトでの調べもの受付、ウェブサイト上での情報提供など、自宅で利用できる図書館サービスの充実
- ◆  「国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス」の活用、視覚障害者総合情報ネットワーク（サピエ）、福岡点字図書館等との連携による、アクセシブルな（利用しやすい）電子書籍や大活字図書の提供など、読書バリアフリーの推進

（2）図書館活用による学びの支援

市民図書館、学校、地域等で活動するボランティア等と連携・協働し、ライフステージに応じた市民の図書館活用による学びを支援します。

①図書館活用による多様な学びの支援

- ◆  調べもの相談窓口、移動図書館、電子図書館、データベースの利用など、サービス内容の周知による図書館活用の促進
- ◆  学びの意欲と情報活用スキルを高める、「春日市図書館を使った調べる学習コンクール・講座」の継続

②家庭・地域における子どもの読書活動の推進

- ◆  「おはなし会」、「ファーストブック」、「保護者向け講座」など、読書ボランティアとの連携による家庭での読書活動推進の継続
- ◆  保育所、幼稚園、児童センター、子育てサロン等での読書活動推進の継続

③人がつながる本のある広場

- ◆  書架整理、本の修理、事業協力など、身近な図書館個人ボランティア「図書館サポーター」との連携による図書館の活性化
- ◆  職場体験、見学、ボランティア、本の紹介など、小・中・高校生の図書館活動への参加
- ◆  関係機関、大学、高校、小・中学校、教育支援センター、地域で活動する団体等との連携による事業の充実
- ◆ 市関係部署との連携によるテーマ特集やコラボ事業の継続

(3) 学校図書館の充実

子どもの読書習慣、調べる力、情報活用能力等をはぐくむため、学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高め、学校図書館サービスの充実と環境の整備を行います。

①学校図書館の学習センター、情報センター、読書センター機能の充実

- ◆  「学校図書館教育全体計画」による特色ある学校図書館の運営の継続
- ◆  学校図書館長（校長）及び司書教諭を中心とした、学校図書館の組織的な運営の継続
- ◇  学校図書館活用の手引き（仮）や事例集による学校図書館活用の推進
- ◆  学校司書（小学校）及び学校図書館支援員（中学校）の全校配置による学校図書館の3つの機能の充実
- ◇  市内小中学校の蔵書を有効活用するため、市民図書館を核とした学校間の相互貸借の実施
- ◇  児童生徒の情報活用能力を高めるため、学校図書館における電子書籍、データベース、インターネット情報等の活用促進
- ◇  授業での図書館活用を促進するため、「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」、「テーマ別ブックリスト」など、支援コンテンツの利用促進

②学校における子どもの読書活動の推進

- ◆  「朝の読書」、「読書週間事業」、「オススメ本の紹介」、「図書館だより」、「学級文庫」など、学校における読書活動推進事業の継続
- ◆  「おはなし会」、「学校図書館の放課後開放」など、ボランティアとの連携による子どもの読書活動推進事業の継続

4 文化財の保存・活用

基本方針

かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、市民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。

また、文化財への市民の理解を深めることで、歴史に彩られたふるさと「春日」への愛着や誇りの醸成を図ります。

現状と課題

- 春日市には、国指定史跡である須玖岡本遺跡や日拝塚古墳、国指定特別史跡である天神山水城跡や大土居水城跡など、貴重な遺跡が数多く発見されています。住宅都市として発展してきた春日市では、史跡と市民との共住・共生を進め、史跡と調和した良好な住環境を創出することが求められています。
- 市内の土地開発や住宅建替に加え、都市計画道路長浜太宰府線整備事業が本格化するため、発掘調査数は増加する見込みです。このため、速やかな発掘調査により、遺跡を適切に記録・保存することが求められています。
- 地域に残る貴重な民俗文化財については、近年の急激な社会構造の変化や継承する担い手の高齢化によって変容・衰退のおそれがあります。民俗文化財の記録・保存と継承のための取組が喫緊の課題となっています。
- 文化財は、人々の暮らしと密接に関係しながら、古代から受け継がれてきたものです。文化財を通して、市民が地域の特性や歴史を学ぶことにより、ふるさとへの愛着と誇りはぐくんでいくことが求められています。

代表的な指標

指標名【把握方法】	現状値	目標値
歴史遺産や文化財の保全・継承・活用に対して市民が感じる重要度 【市民意識調査】	74.7% 平成30(2018)年度	 令和7(2025)年度
歴史資料館の来館者数 【実際の来館者数】	11,763人 令和元(2019)年度	12,600人 令和7(2025)年度

[1] 文化財の記録・保存

貴重な郷土の文化財を保護するため、発掘調査を実施し、適切な遺跡の記録の作成と保存を図ります。

また、急激な社会構造の変化や継承する担い手の高齢化によって変容・衰退のおそれのある民俗文化財の記録の作成と保存を図ります。

(1) 文化財の記録・保存

文化財の保存に向け、発掘調査や民俗資料調査などを速やかに実施し、記録の作成を行います。

- ◆遺跡の適切な記録・保存や広く市民にその価値を伝えるために必要となる埋蔵文化財の発掘調査の円滑な実施と報告書の速やかな作成
- ◆特に変容・衰退のおそれがある無形文化財をはじめとした民俗文化財の情報収集・調査・記録の継続的な実施と市民への周知・公開などの活用と工夫
- ◆文化財等の適切な保存・維持管理による次世代への保存・継承に向けた取組の推進

(2) 文化財の調査・研究

関係機関等の協力を得ながら、地域資源としての文化財の保存及び活用を図るための調査・研究を進めます。

- ◆文化財の市指定化の推進による市民への周知と多様な価値の共有化
- ◆専門的知識を有する文化財専門委員の指導助言による、本市文化財の正確な価値づけと調査・研究の推進

[2] 文化財の整備・活用

市民のふるさとへの愛着と誇りをはぐくむため、文化財の活用に向けた環境整備を進め、市民が文化財について触れる機会を提供します。

また、市民との連携・協働を推進し、文化財の継承を図ります。

(1) 文化財への理解の促進

奴国の丘歴史資料館等におけるイベントの開催や市報・SNSによる情報発信、学校教育への支援など、多様な手段・手法を活用して市民が文化財に触れる機会を提供することで、文化財に対する関心を高め、理解を促進します。

①文化財等の周知

- ◆市報・ウェブサイト・SNS・メディアなどさまざまな媒体を活用した、市民への効果的な情報発信
- ◆学校や見学者、事業参加者等に向けた分かりやすいガイドブック等の作成

②文化財等への関心を高める機会の提供

- ◆市内外を問わず、幅広い世代に本市の魅力ある文化財をPRするために開催する「奴国フェスタ」などのイベントの内容の充実
- ◆春日市の歴史や文化財への関心を高めたり、知識を深めたりできる展示の工夫や体験教室等、資料館における各種事業の展開
- ◆資料館や史跡地見学、民具の利用体験等を通じた市民や児童・生徒に向けた学習支援の充実

(2) 文化財を保存・活用するための環境整備

文化財を適切に保存管理しながら、活用を図っていくために、国指定特別史跡水城跡などの計画的な環境整備を進めます。

- ◇将来の特別史跡への指定化を目指した「国指定史跡須玖岡本遺跡総括報告書」の作成
- ◆「特別史跡水城跡（大土居・天神山）整備基本計画」の推進による市民に親しまれる史跡としての整備・活用
- ◆「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」に基づく史跡地の良好な保全と活用・整備に向けた取組の推進
- ◆住環境に配慮した良好な史跡地等の環境整備の推進
- ◆老朽化等への対応、安全・安心な利用環境の保持を目指した文化財施設等の計画的な環境整備

(3) 市民との連携・協働による文化財の継承

文化財について広く理解と認識を深め、景観、環境、教育、健康づくりなど様々な分野で、文化財を活用した市民との連携・協働を推進し、春日市の財産としての文化財の継承を図ります。

- ◆市民ボランティアの育成と活用を通じた市民参画の基盤づくり
- ◆教育的資産としての文化財を活かした学校教育支援の推進
- ◆地域的資産としての文化財を活かして、地域に根差した文化財の活用を図るための自治会・団体等との連携

第3次春日市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）

◇：新規、◆：継続

1 共育（共に育てる）の推進

[2] 家庭教育力の向上支援

(1) 家庭教育の学びや交流の場の充実

◆就学前から中学生の保護者を対象に、家庭教育の重要性や家庭の役割を一定期間、計画的に学習する「家庭教育学級」の実施

◆家庭教育の重要性を多くの市民が学ぶことのできる「小中学校の入学説明会での講演会」や「公開講座」の実施

◇市報やSNSなど多様な媒体を通じた家庭教育に関する情報提供

◇市内で活動する子育てや家庭教育に関連した団体の情報提供や交流の場の提供

[3] 地域教育力の向上支援

(1) 放課後子供教室（アンビシャス広場）の充実

◆全小学校区での放課後子供教室の継続的实施

(3) 地域で子どもを育てる活動の促進

◆活動促進のための地域活動指導員による継続的な情報収集及び発信

3 多様な学びの支援

[3] 図書館活用の推進

(1) 市民図書館の充実

①生涯の学びとくらしに役立つ地域の情報拠点としての図書館機能の充実

◆図書、新聞、雑誌、視聴覚資料、データベース、インターネット情報など、図書館の基盤となる資料の収集と提供の継続

②子どもの読書活動の推進

◆児童カウンターでの相談業務や読書推進事業の実施など、乳幼児・児童・青少年に対するサービスの継続

◆図書館、地域、学校で活動する読書ボランティアの育成、支援、連携の継続

◆図書館訪問・見学、職場体験、学校連絡便、団体貸出など、保育所、幼稚園、学校等との連携の継続

③誰もが図書館サービスを受けられる環境整備

◆地域で利用できる「移動図書館たんぽぽ号」の運行の継続

◆電子図書館、電話・ウェブサイトでの調べもの受付、ウェブサイト上での情報提供など、自宅で利用できる図書館サービスの充実

◆「国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス」の活用、視覚障害者総合情報ネットワーク（サピエ）、福岡点字図書館等との連携による、アクセシブルな（利用しやすい）電子書籍や大活字図書の提供など、読書バリアフリーの推進

(2) 図書館活用による学びの支援

①図書館活用による多様な学びの支援

- ◆調べもの相談窓口、移動図書館、電子図書館、データベースの利用など、サービス内容の周知による図書館活用の促進
- ◆学びの意欲と情報活用スキルを高める、「春日市図書館を使った調べる学習コンクール・講座」の継続

②家庭・地域における子どもの読書活動の推進

- ◆「おはなし会」、「ファーストブック」、「保護者向け講座」など、読書ボランティアとの連携による家庭での読書活動推進の継続
- ◆保育所、幼稚園、児童センター、子育てサロン等での読書活動推進の継続

③人がつながる本のある広場

- ◆書架整理、本の修理、事業協力など、身近な図書館個人ボランティア「図書館サポーター」との連携による図書館の活性化
- ◆職場体験、見学、ボランティア、本の紹介など、小・中・高校生の図書館活動への参加
- ◆関係機関、大学、高校、小・中学校、教育支援センター、地域で活動する団体等との連携による事業の充実

(3) 学校図書館の充実

①学校図書館の学習センター、情報センター、読書センター機能の充実

- ◆「学校図書館教育全体計画」による特色ある学校図書館の運営の継続
- ◆学校図書館長（校長）及び司書教諭を中心とした、学校図書館の組織的な運営の継続
- ◇学校図書館活用の手引き（仮）や事例集による学校図書館活用の推進
- ◆学校司書（小学校）及び学校図書館支援員（中学校）の全校配置による学校図書館の3つの機能の充実
- ◇市内小中学校の蔵書を有効活用するため、市民図書館を核とした学校間の相互貸借の実施
- ◇児童生徒の情報活用能力を高めるため、学校図書館における電子書籍、データベース、インターネット情報等の活用促進
- ◇授業での図書館活用を促進するため、「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」、「テーマ別ブックリスト」など、支援コンテンツの利用促進

②学校における子どもの読書活動の推進

- ◆「朝の読書」、「読書週間事業」、「オススメ本の紹介」、「図書館だより」、「学級文庫」など、学校における読書活動推進事業の継続
- ◆「おはなし会」、「学校図書館の放課後開放」など、ボランティアとの連携による子どもの読書活動推進事業の継続